

鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務委託

仕様書

令和7年4月

鶴岡市

第 1 編 共通仕様書

第 1 章 総則

本仕様書は、鶴岡市（以下「本市」という。）が発注する「鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

1. 業務の目的

本市が保有する鶴岡市リサイクルプラザ（以下、「本施設」という。）は、本市から発生するごみのうち、資源ごみや粗大ごみの選別・破碎・圧縮などの処理を行っており、循環型社会を形成する重要な役割を担っている。一方で、平成 17 年 4 月の供用開始から既に約 20 年が経過しており、近年は老朽化の進行から修繕費が嵩んできているとともに、安定稼働の維持にも注意が必要となっている。

廃棄物処理施設は概ね 30 年程度が寿命と言われていること、新たな施設整備には計画開始から竣工まで 10 年程度の期間を要することを鑑みると、整備方針の方向性を決定しなければならない時期に差し掛かっていると言える。

以上を踏まえ、本業務は、本施設の延命化（大規模修繕）や新設など、本施設の在り方の選択肢を抽出し、利害得失（メリット・デメリット）の抽出や経済性の比較などを通じて、「鶴岡市リサイクルプラザ」の整備方針の方向性を検討することを目的とする。

2. 業務の名称

鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務委託

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4. 業務内容

(1) 鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務

第 2 章 一般事項

1. 業務管理

(1) 受託者は、業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、総合技術管理部門または衛生工学部門（廃棄物分野の専門科目とする）の技術士資格を有する者とし、業務の全般について技術的な管理及び照査を行うものとする。ただし、管理技術者と照査技術者の兼任は認められない。

(3) 協議、打合せ事項等は議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

(4) 庁内合意形成の場として、「一般廃棄物処理施設整備事業庁内検討委員会」を契約期間内で 2 回の開催を予定しているが、この委員会へ出席して業務内容、検討結果等の説明と、会議資料の作成支援を行うこと。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則及び通達を遵守しなければならない。

3. 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

4. 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて発注者が所有している既存資料及び報告書等を貸与する。

受託者は、資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し発注者に提出する。なお、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却しなければならない。

5. 疑義の解決

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、発注者の意図を十分理解し業務を遂行するものとする。

6. 提出書類等

受託者は、次の関係資料を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 着手前提出書類

- ①業務着手届
- ②工程表
- ③管理技術者届（経歴書添付）
- ④照査技術者届（経歴書添付）
- ⑤その他必要資料

(2) 業務完了時提出書類

- ①業務完了届
- ②成果品納品書

7. 検査及び引き渡し

受託者は、業務遂行後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けなければならない。本業務は発注者の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

8. 協議及び議事録の作成

受託者は、業務遂行にあたり必要に応じ、発注者と協議を行うとともに、関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。なお、受託者は、会議、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出するものとする。なお、協議においては対面での打合せの他に Web 会議を臨機に活用するものとする。

なお、対面での打合せの開催については、月 1 回以上を基本とし、進捗状況や調査結果等につ

いて、適宜市に報告を行うこと。

9. その他

発注者が必要と認めた時は、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、発注者と受託者との協議の上、契約金額を増減しなければならない。

10. 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、各報告書は完成次第提出するものとし、詳細は発注者との協議とする。

- | | | |
|------------------------------|----------|------|
| (1) 鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務委託報告書 | A4 版 | 10 部 |
| (2) 鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務委託報告書 | 【概要版】 | 10 部 |
| (3) 打合せ及び協議の議事録 | A4 版 | 1 式 |
| (4) 上記の電子データ | CD-ROM 等 | 1 式 |

第2編 特記仕様書

第1節 鶴岡市リサイクルプラザ整備方針検討業務

1. 基本事項

環境保全、3R推進をめぐる社会・経済情勢や本市の現状や総合計画等を踏まえて、本調査の背景や目的、位置づけ、計画期間と目標年次などを設定する。

リサイクルプラザ施設整備全般にかかる根拠資料を整理することを主たる目的とする。

資料_2《参考》整備方針検討フローを踏まえて調査・整理を行うこと。

2. 現状ごみ量、将来ごみ量

- ① 鶴岡市及び三川町から出される現状の分別区分毎のごみ量の把握と、将来のごみ量の推計を行うこと
- ② 上記のごみ量の現状の把握及び将来の推計を行うにあたっては、スーパーマーケット等で自主回収されているペットボトル等の資源化物の量を考慮すること。
- ③ 現状の分別区分の「もやすごみ」については、市が行った組成分析に基づき、容器包装プラスチック及び容器包装以外の製品プラスチックを区分し現状の把握、将来の推計を行うこと。

3. 分別・排出等課題整理

- ① 分別・排出、収集・運搬、中間処理・資源化、搬出と一連のフローの各段階での現状と課題整理を行うこと。

4. 製品プラスチックの資源化に合わせた施設設備整備の検討資料作成

本市では、プラスチック製容器包装類の資源化は行なっているものの、それ以外の製品プラスチック等はもやすごみとして資源化していない。今後、製品プラスチック等を含めたプラスチック資源の一括回収・処理に向けた検討を進めることとしている。

- ① プラスチック資源一括回収による二酸化炭素排出量削減等環境負荷低減効果とコストの試算を行うこと。
- ② 容器包装以外の製品プラスチックを容器包装プラスチックと一括回収・搬入を想定した現有施設の基幹改良・長寿命化した場合と新設による施設整備した場合の利害損失（メリット・デメリット）、イニシャルコスト、ランニングコスト、整備期間等の整理を行うこと。
※ コスト等の比較を行う場合は、長寿命化と基幹改良を継ぎ目のない計画を策定。基幹改良後の供用期間は20年間とし、新設の場合は、「現有施設10年長寿命化＋新施設整備」として比較検討すること。
- ③ 再資源化処理にかかる設備・機器の最新の情報収集と整理（性能・特徴、イニシャル・ランニングコスト、信頼性、省力化等）を行うこと。
- ④ 排出抑制・資源化率向上に関する先進事例の情報収集・整理を行うこと。
- ⑤ 公民による各種整備・運営手法の比較資料を作成すること。

- ⑥ 新設による施設整備を行う場合の整備場所(敷地)の選定条件の整理を行うこと

5. その他

- ① 資料等の作成に当たっては、その作成方法、まとめ方等についてはあらかじめ市と協議し承諾を得ること。
- ② ごみ量の将来推計やコスト等の試算を行う場合は、将来の見直し等が可能なようにそれに用いた根拠及びローデータ(Raw Date)を提出すること。